

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 清水 聖義

|                   |                     |  |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 太田市<br>(205)        |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 世良田地区<br>(出塚、粕川、徳川) |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年9月13日<br>(第2回)  |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は県道綿貫篠塚線沿いに位置し、県道北側の大部分が水田地帯であり、土地改良事業を実施したことから土地利用型農業による米麦を中心とした農業経営が行われている。一方、県道南側は大半が畑であり、ごぼう・ねぎ等の露地野菜の生産が盛んである。

当地区は耕作放棄地が比較的少ないが、若い担い手や農業後継者が多くないことから今後耕作放棄地の増加が懸念される。また当地区に参入している農業法人が広く農地を借り受けているが、今後とも規模拡大を図っていくためには機械化作業をしやすいするため基盤整備事業が必要不可欠である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

既存の農業者における農地の集積・集約化を進めることで農業上の土地利用を確保しつつ、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保する。また、担い手への農地の集約化を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 127 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 127 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                   |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。        |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                   |
| 農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。                          |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                    |
| 担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                               |
| 市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進する。     |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                |
| 地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。            |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |      |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出  | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨その他 |                          |      |

【選択した上記の取組方針】

⑦営農型太陽光発電を行う場合には、周辺の担い手への影響を十分考慮し、適切な耕作がなされるようにする。